



## 第47回 定時株主総会招集ご通知

日 時 | 平成29年 6 月29日（木曜日）午前10時

場 所 | 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号  
ホテルグランドパレス 2階  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

セントラルスポーツ株式会社  
証券コード 4801

決議事項 | 第1号議案 取締役9名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目21番2号  
セントラルスポーツ株式会社  
代表取締役社長 後 藤 聖 治

## 第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### [郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後6時20分までに到着するようご返送ください。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成29年6月28日（水曜日）午後6時20分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、41頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

### [重複行使の取扱い]

議決権行使書面により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号  
ホテルグランドパレス 2階  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第47期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第47期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 取締役9名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当日の受付開始時間は、午前9時30分を予定しております。

◎当日のお土産は、特段ご用意させていただいておりませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.central.co.jp>）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.central.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業活動による収益の向上や雇用環境の改善が進み、緩やかな回復基調となりました。世界経済は先進国を中心に景気回復傾向が続いたものの、米国や英国をはじめとした経済政策の変化や中国経済の低迷等により先行き不透明な状況となりました。

当フィットネス業界におきましては、世界トップレベルの超高齢社会として、健康寿命の延伸や国民医療費の削減、生産年齢人口減少・労働人口の高齢化への対応など健康に関連する問題が高まり、果たすべき役割が更に大きくなるとともに、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの開催や2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を前に、すべての世代でスポーツへの関心がますます高まり、様々なニーズへのサービスが期待される状況となりました。

このような環境の中、当社グループは経営理念である『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』に基づき、すべてのお客様にご満足いただける質の高いサービスの提供に努めるとともに、健康の重要性やスポーツの素晴らしさを多くの皆様に伝えてまいりました。

店舗数の状況につきましては、4月に「セントラルスポーツ ジムスタJR塚口店」(兵庫県尼崎市)、6月に新業態の「セントラルスポーツアウトドアビレッジ THE101」(静岡県伊豆市)、7月に「セントラルスポーツジムスタ伊勢原駅前店」(神奈川県伊勢原市)、9月に「セントラルフィットネスクラブ越谷レイクタウン店」(埼玉県越谷市)、12月に「セントラルスポーツジムスタ24本山店」(愛知県名古屋市中区)、業務受託店としては4月に「東根市中央運動公園」(山形県東根市)と「浪速スポーツセンター」(大阪市浪速区)の2店舗が運営を開始いたしました。退店につきましては、業務受託店「仙台中田温水プール」(宮城県仙台市)が3月末で運営を終了いたしました。

また、「セントラルフィットネスクラブ南大泉店」（東京都保谷市）を名称変更し、9月に「セントラルウェルネスクラブ保谷店」としてリニューアルオープンいたしました。10月には「セントラルスポーツクラブ恵み野店」（北海道恵庭市）の移転建替えを行い、「セントラルフィットネスクラブ恵み野店」として運営を開始いたしました。

その結果、当連結会計年度末の店舗数は、直営店147店舗、業務受託店62店舗（3月末運営終了の1店舗含む）合計209店舗となりました。なお、直営店と業務受託店の分類基準を見直し、一部店舗の区分を変更いたしました。

会員動向につきましては、フィットネス部門・スクール部門ともに在籍会員数が増加し、総会員数は前期比102.6%となりました。初期継続率の向上と退会防止に継続的に努めるとともに、学生をターゲットとしたチューデント会員、24時間営業や深夜から早朝の時間帯を利用したミッドナイト営業、土日を利用したキッズスクールの拡充など、新たな顧客層の取り込みを行ってまいりました。

店舗運営につきましては、お客様満足度向上への取り組みとして、引き続き大型リニューアルや修繕工事、カラダにやさしい遠赤外線を利用したホットスタジオへの改修工事等に積極的に投資してまいりました。お客様に楽しく変化のあるクラブライフを送っていただけるようオリジナルレッスンプログラムの開発と提供に取り組み、運動効果が実感できるよう心拍数をリアルタイムで可視化する「Pulseシリーズ」や引き締まったカラダづくりを目指す「Body Makeシリーズ」、美しさを引き立てる「ビューティープロジェクト」シリーズなどを提供いたしました。スイミング事業では、セントラルスポーツ研究所で保有しているスイミル（流水プール）で泳ぎを分析・アドバイスする「Swim Lab（スイムラボ）」のサービスを開始いたしました。

キッズスクール部門では、スイミングスクールとともに体操スクールの強化をしており、インストラクターへの研修で指導力の向上を目指してきました。進級システムを基本とした「ワールドアスリート」育成の体制・環境づくりも推進し、将来のオリンピック選手を育成する競技会「全国JOCジュニアオリンピックカップ水泳競技大会」に190名の子供達が参加いたしました。

旅行業部門では、子供の野外スクール事業（サマーキャンプ・スノーキャンプ）が好調で、夏には「セントラルキャンプ村」（群馬県吾妻郡嬭恋村）を利用した野外活動を継続して行っております。新たに6月にオーブ

ンした「セントラルスポーツアウトドアビレッジ THE101」（静岡県伊豆市）では、30年にわたるダイビング事業を中心としたアウトドアアクティビティの新たなサービスの展開を一般の方に向けても行き、スポーツツーリズムや地域創生のアウトドアの拠点として推進しております。

その他、スポーツクラブの枠を超えた健康サポート事業にも積極的に取り組んでおります。企業向けサービスとして、従業員の健康への取り組みを推進する「健康経営」の考え方が広まる中、オフィス内でのストレッチやヨガ、イス体操などの出張運動指導サービスが順調に推移していると同時に、介護予防事業においては地方自治体や民間施設への出張運動指導サービス等を着実に進め、全国230ヶ所以上でサービスの提供をいたしました。出張指導員の養成事業も継続しており、介護予防運動指導員は6,100名を超えました。

また、「健康寿命を延ばすためのリフォーム」として積水化学工業株式会社住宅カンパニーと協業し、住まいに健康を維持するための仕掛け「うちジム・そとジム」のサービス展開も始めました。

8月のリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックでは競泳の寺村美穂選手が選出され、200m個人メドレーで準決勝に進出、10月の日本選手権水泳競技大会では100m平泳ぎで短水路日本新記録を樹立しました。新たにチームを結成した体操では、10月の全日本シニア体操競技選手権で男子団体3位、11月の全日本体操競技団体選手権で男子団体6位をおさめました。当社は創業より世界に通用するアスリートの育成を目指してまいりましたが、1984年のロサンゼルスオリンピックへの選手輩出に始まり、今までに9大会連続、延べ25名の所属選手をオリンピックへ輩出しております。

CSR活動としては、無料の「着衣水泳教室」を継続して実施しており、直営店舗近隣にある全国の小学校に対し教育支援・水難事故防止を目的として、全国約200校 20,000名に実施し、この取り組みにより東京都より「平成28年度東京都スポーツ推進企業」として認定されました。また、外務省とスポーツ庁が推進している海外各国へのスポーツ支援事業「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムへの参加・協賛や障害者スポーツの支援・施設提供なども推進いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は52,712百万円（前期比2.0%増）、経常利益は3,973百万円（前期比24.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,724百万円（前期比40.8%増）となりました。

なお、当連結会計年度の期末配当につきましては、上記の業績および当社の利益配分に関する基本方針をふまえて、1株につき43円とさせていただきました。これにより、当連結会計年度は、中間配当として1株につき29.50円をすでにお支払いいたしておりますので、年間配当金は1株につき72.50円となります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は1,543百万円で、店舗の取得、改修工事および備品の購入が主なものであります。

③ 資金調達の状況

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額2,000百万円の貸出コミットメント契約を締結しております。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 44 期 (平成26年3月期)	第 45 期 (平成27年3月期)	第 46 期 (平成28年3月期)	第 47 期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高 ( 百 万 円 )	48,328	50,938	51,658	52,712
経 常 利 益 ( 百 万 円 )	2,276	2,539	3,199	3,973
親会社株主に帰属 する当期純利益 ( 百 万 円 )	1,207	1,349	1,935	2,724
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	105円33銭	117円70銭	170円29銭	241円85銭
総 資 産 ( 百 万 円 )	40,861	41,615	41,587	41,266
純 資 産 ( 百 万 円 )	15,831	16,876	17,969	19,975

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数にて算出しております。

## (3) 重要な子会社等の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
機 明 治 ス ポ ー ツ プ ラ ザ	100百万円	100.00%	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 経 営 事 業
Central Sports U.S.A., Inc.	10,125(US\$)	100.00%	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 経 営 事 業

### ② 重要なその他の関係会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への出資比率	主 要 な 事 業 内 容
セ ン ト ラ ル ト ラ ス ト 購	100百万円	被所有 30.53%	投 資 事 業

#### (4) 対処すべき課題

当業界では、特定のサービスに特化した新興企業や新規参入企業の展開、IT分野での新たな健康サービスの提供等により、競争は激しくなりましたが、健康に関する関心はますます大きくなり、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、スポーツへの注目も高まり、市場は成長傾向にあります。

このような中、当社グループにおきましては、社会環境の変化に伴うお客様の新たなニーズの取り込みと様々な変化へのスピーディーな対応を図っていくことが重要と考えております。

経営基盤の更なる強化として、既存事業の収益力向上、有利子負債の圧縮による自己資本比率向上、キャッシュフロー経営を引き続き実践し、同時に積極的かつ適正な新規出店計画、経営理念である『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』に基づいた新たな分野での事業創出、顧客満足度の向上と従業員満足度の向上に持続的に努めていく必要があります。

クラブ運営につきましては、継続率の向上を目指し、お客様の健康づくりに貢献すべく、地域コミュニティづくりと新たな価値の創造に努めます。また、ウェルネスサポート事業として企業向けサービスの充実、介護予防事業、地域創生支援などを推進してまいります。

また、今後はCSR活動への取り組みを進め、ウェルネス事業の社会的価値向上に努めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、スポーツクラブ経営を主たる事業として行っております。

#### (6) 主要な営業所および店舗（平成29年3月31日現在）

##### ① 当社

本社	東京都中央区新川一丁目21番2号
事務所	芦屋事務所（兵庫県芦屋市）
	仙台事務所（仙台市青葉区）

営業店舗

・直営店舗

東日本エリア	<p>新潟県 N E X T 2 1 店            茨城県 日立店            群馬県 前橋店、高崎店            埼玉県 越谷店、川越店、岩槻店、新三郷店、志木店、大宮宮原店、桶川北本店、川口店、小手指店、越谷レイクタウン店            千葉県 谷津店、S千葉店、流山店、南行徳店、館山店、市川店、F千葉店、新浦安店、稲毛海岸店、八千代台店、ポートスクエア店、柏店、長沼店、おおたかの森店、我孫子店、本八幡店            東京都 清瀬店、西東京店、成瀬店、東青梅店、府中店、目黒店、福生店、下北沢店、青砥店、八王子店、西台店、用賀店、城山店、保谷店、自由が丘店、天王洲店、南青山店、竹の塚店、南千住店、東十条店、ときわ台店、大森店、成城店、西新井店、上池袋店、葛西店、飯田橋店、京成小岩店、神田店            神奈川県 藤沢店、戸塚店、本郷台店、二俣川店、湘南ライフタウン店、湘南平塚店、武蔵小杉店、F東戸塚店、市ヶ尾店、溝ノ口店、新川崎店、緑園都市店、能見台店、トレッサ店、長津田みなみ台店、慶應日吉店、伊勢原駅前店</p> <p>(76店舗)</p>
西日本エリア	<p>長野県 松本店            石川県 野々市店、金沢店            岐阜県 岐阜店            愛知県 藤が丘店、一社店、千種店、大曾根店、岡崎店、いなす店、小牧店、本山店            京都府 太秦店            大阪府 都島店、平野店、住ノ江店、新大阪店、ゲートタワー店、蒲生店            兵庫県 芦屋店、六甲道店、あまがさき店、J R塚口店            広島県 広島店、福山店            福岡県 天神ソラリア店、野間大池店</p> <p>(27店舗)</p>
北日本エリア	<p>北海道 恵み野店、札幌店、琴似店            青森県 八戸店、弘前店            岩手県 盛岡店            宮城県 仙台泉中央店、仙台店、北仙台店、仙台南小泉店            秋田県 秋田店、横手店、土崎店            山形県 東根店            福島県 郡山店、福島店            栃木県 S宇都宮店、南宇都宮店、佐野店、F宇都宮店</p> <p>(20店舗)</p>

上記店舗123店舗の他、SPA、介護予防、ヨガ、カルチャー等の店舗15店舗を運営しており、あわせて全国に直営店舗138店舗を運営しております。

・業務受託店舗

名 称	所 在 地
リリオセントラルフィットネスクラブ	東 京 都
トーアセントラルフィットネスクラブ阿佐谷	東 京 都
ラヴィセントラルフィットネスクラブ蒲田	東 京 都
曾谷セントラルスイムクラブ	千 葉 県
セントラルスイムクラブ浦安	千 葉 県
セントラルスポーツクラブ津田沼	千 葉 県
パレスセントラルフィットネスクラブ	埼 玉 県
セントラルスポーツクラブ東戸塚	神 奈 川 県
セントラルウェルネスクラブ湘南台	神 奈 川 県
セントラルスポーツクラブ四条畷	大 阪 府
みなとセントラルスイミングスクール	大 阪 府

上記店舗を含め、全国に業務受託店舗49店舗を運営しております。

② 子会社

Central Sports U. S. A. , Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

Meridian Central, Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

・直営店舗（海外ゴルフ場）1店舗を運営しております。

ケージーセントラルスポーツ株式会社

本社 札幌市中央区

・直営店舗1店舗を運営しております。

Wellbridge Central, Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

株式会社明治スポーツプラザ

本社 川崎市幸区

・直営店舗7店舗を運営しております。

・業務受託店舗13店舗を運営しております。

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,127 (3,129) 名	3名増 (47名増)

- (注) 1. 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者（4名）を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者（2名）を含みます。
2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。
3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間（常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間）換算で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,019 (2,804) 名	1名増 (46名増)	37.4歳	14.7年

- (注) 1. 使用人数には、当社から社外への出向者（33名）を除き、社外から当社への出向者（6名）を含みます。
2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。
3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間（常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間）換算で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,951百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	886
株式会社みずほ銀行	805
株式会社三井住友銀行	699
三井住友信託銀行株式会社	376
株式会社あおぞら銀行	295

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 42,164,000株
- ② 発行済株式の総数 11,466,300株
- ③ 株主数 16,701名
- ④ 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
セントラルトラスト株式会社	3,439,711株	30.53%
後 藤 忠 治	598,795	5.32
セントラルスポーツ社員持株会	578,338	5.13
後 藤 聖 治	573,100	5.09
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	217,300	1.93
株 式 会 社 り そ な 銀 行	195,000	1.73
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口5）	131,700	1.17
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	122,100	1.08
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口1）	96,100	0.85
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口2）	89,800	0.80

(注) 持株比率は、自己株式（200,448株）を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役および監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	後 藤 忠 治	セントラルトラスト株式会社代表取締役社長 パレスセントラルスポーツ株式会社取締役 一般財団法人社会スポーツセンター会長
代表取締役社長	後 藤 聖 治	営業本部長 セントラルトラスト株式会社取締役 Central Sports U. S. A., Inc. 取締役 Meridian Central, Inc. 取締役 Wellbridge Central, Inc. 取締役 株式会社明治スポーツプラザ代表取締役社長
専務取締役	山 崎 幸 雄	管理本部長
常務取締役	鈴 木 陽 二	競技強化部長
常務取締役	刀 禰 精 之	経理部担当 株式会社明治スポーツプラザ監査役
取 締 役	矢 田 恭 一	監査室長
取 締 役	木 本 匡	アカデミー部担当 兼 研究所担当 株式会社明治スポーツプラザ取締役
取 締 役	松 田 友 治	経営企画室長 株式会社明治スポーツプラザ監査役
取 締 役	小 野 清 子	公益財団法人笹川スポーツ財団理事長 公益財団法人日本ゲートボール連合会長 公益財団法人日本オリンピック委員会名誉委員
常勤監査役	井 本 隆	
常勤監査役	濱 田 浩	
監 査 役	川 村 延 彦	サンライズ法律事務所（弁護士）
監 査 役	佐々木 時 輝	税理士法人佐々木事務所代表社員（税理士）

- (注) 1. 取締役小野清子氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役川村延彦氏および監査役佐々木時輝氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役濱田浩氏および監査役佐々木時輝氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 ・常勤監査役濱田浩氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。  
 ・監査役佐々木時輝氏は、税理士の資格を有しております。

4. 当社は、取締役小野清子氏および監査役川村延彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成28年6月29日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、取締役相談役中澤眞逸氏は任期満了により退任いたしました。

② 取締役および監査役の報酬等の総額  
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	10名 (1名)	196百万円 (1百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (2名)	26百万円 (4百万円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	14名 (3名)	222百万円 (6百万円)

- (注) 1. 上記には平成28年6月29日開催の第46回定時株主総会終結をもって、退任した取締役1名を含んでおります。尚、当事業年度末現在の取締役の人数は9名、監査役の人数は4名であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第37回定時株主総会において年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
  4. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第39回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。
  5. 上記の報酬額の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額65百万円（取締役8名に対し63百万円、常勤監査役2名に対し1百万円）が含まれております。

### ③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小野清子氏は、公益財団法人笹川スポーツ財団理事長、公益財団法人日本ゲートボール連合会長、公益財団法人日本オリンピック委員会名誉委員であります。各財団と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役川村延彦氏は、サンライズ法律事務所の弁護士であります。同事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役佐々木時輝氏は、税理士法人佐々木事務所の代表社員であります。同事務所と当社との間で税理士顧問委嘱契約を締結しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 小 野 清 子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席いたしました。これまでに数多くの要職を歴任された経験と高い見識を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 川 村 延 彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 佐々木 時 輝	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、監査役会13回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人  
② 報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### ⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

##### イ. 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

##### ロ. 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月  
(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)

#### (4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 「当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」について
    - イ. コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス基本規程」を定め、全役職員に周知徹底させる。
    - ロ. 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を図る。
    - ハ. 必要に応じてマニュアル・ガイドライン等を定め、コンプライアンスに関する知識および倫理の向上を図るための研修体制の整備を図る。
  - ニ. 取締役は、重大な法令違反およびコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
  - ホ. 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用および取締役の職務執行を監査する。
  - ヘ. 「内部通報規程」を定め、法令違反およびその他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制の整備を図る。
  - ト. 監査役は、コンプライアンス体制および社内通報体制に問題があると認めた場合は、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。
  - チ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」について  
取締役の職務執行に係る意思決定および報告に関しては、「文書管理規程」を定め、同規程に基づく適切な保存・管理を行う。
- ③ 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」について
  - イ. リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、各部門長は各担当部門のリスク管理体制の整備を図る。
  - ロ. 不測の事態が発生した場合は、「リスク管理規程」に基づく対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーと協議のうえ、損失を最小限に止める体制を整える。

- ④ 「当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」について
- イ. 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役以上で構成される会議体を設置し、合議制により慎重な意思決定を行う。
  - ロ. 取締役会の決定に基づく職務執行にあたっては、「組織規程」、「業務分掌規程」において、職務執行の詳細を定める。
- ⑤ 「当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」について
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - i 当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
    - ii 当社は、定期的に当社および当社の子会社の取締役が出席する会議を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し、当該会議における報告を義務づける。
  - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - i 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
    - ii 当社は、当社グループのリスク管理機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。
  - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - i 当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。
    - ii 当社は、当社グループの意思決定を子会社に周知徹底するための体制を構築する。

- ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- i 当社は、「コンプライアンス基本規程」を作成し、当社グループのすべての役職員に周知徹底する。
  - ii 当社は、当社グループの役職員に対し、年1回、コンプライアンス研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
  - iii 当社監査室は、「内部監査規程」および「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する内部監査を実施する。
  - iv 当社は、「内部通報規程」に基づき、当社グループの役職員が直接通報を行うことができる体制を整備する。
- ⑥ 「当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」について  
取締役は、監査役のためにより、監査役を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）として、適切な人材を配置しなければならない。
- ⑦ 「前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項」について  
監査役スタッフの適切な職務遂行のため、人事考課は監査役が行い、監査役スタッフの任命、解任、人事異動、賃金改定、懲戒等については、監査役会の同意を得るものとする。
- ⑧ 「当社の監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」について
- イ. 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
  - ロ. 当社は、監査役を補助すべき使用人に対し、監査役の指揮命令に従わなかった場合は社内処分の対象となり得る。
- ⑨ 「当社の監査役への報告に関する体制」について
- イ. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
    - i 取締役は、監査役が同席する重要な会議において、随時、職務の執行状況について報告する。
    - ii 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。
    - iii 監査役は、いつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

- ロ. 子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告するための体制
  - i 当社グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。
  - ii 当社グループの役職員は、法令等の違反行為ならびに当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
  - iii 当社監査室は、定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を当社の監査役に報告する。
- ⑩ 「監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」について
  - イ. 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
  - ロ. 当社の「内部通報規程」において、当社グループの役職員が当該内部通報をしたことによる不利益な取扱いを禁止する旨を明記する。
- ⑪ 「監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」について
  - イ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - ロ. 監査役会が、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーを監査役のための顧問とすることを求めた場合は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
  - ハ. 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

⑫ 「その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」について

- イ. 監査役、会計監査人、監査室は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を行う。
- ロ. 取締役は、監査役と子会社の取締役等との意思疎通、情報収集、情報交換等が適切に行えるよう協力する。
- ハ. 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
- ニ. 取締役は、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーとの連携を図れるよう協力する。

業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値および株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を14回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) リスク管理体制の構築について

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員を各部門に設置する等により、リスク管理体制の強化を推進しております。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、全役職者に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報先を監査役にしております。当事業年度において発生した案件に関しては、速やかに調査の上、取締役会及びリスク管理委員会に報告致しました。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を13回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査役は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を実施致しました。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成29年5月12日開催の取締役会決議により、1株につき43円とさせていただきます。これにより、平成28年9月30日を基準日として実施いたしました中間配当金1株につき29.50円と合わせ、当期の年間配当金は1株につき72.50円となります。



## 連結損益計算書

（平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上高	52,712
売上原価	44,908
売上総利益	7,803
販売費及び一般管理費	3,550
営業利益	4,252
営業外収益	181
補助金収入	98
保険配当金	23
その他	59
営業外費用	460
支払利息	449
その他	11
経常利益	3,973
特別損失	85
固定資産除却損	16
減損損失	68
税金等調整前当期純利益	3,888
法人税、住民税及び事業税	1,327
法人税等調整額	△165
当期純利益	2,726
非支配株主に帰属する当期純利益	1
親会社株主に帰属する当期純利益	2,724

## 連結株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から）  
（平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,261	2,273	13,787	△417	17,904
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△704		△704
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,724		2,724
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,020	-	2,020
当 期 末 残 高	2,261	2,273	15,807	△417	19,924

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	11	39	50	14	17,969
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△704
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,724
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	6	△22	△16	1	△14
連結会計年度中の変動額合計	6	△22	△16	1	2,005
当 期 末 残 高	17	16	34	16	19,975

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,988</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>11,064</b>
現金及び預金	4,301	買掛金	248
売掛金	869	1年内返済予定の長期借入金	2,094
商品	232	リース債務	317
貯蔵品	54	未払金	1,923
前払費用	704	未払費用	1,055
繰延税金資産	475	未払法人税等	918
その他	352	未払消費税等	225
貸倒引当金	△1	前受金	3,201
<b>固 定 資 産</b>	<b>31,454</b>	預り金	309
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>17,728</b>	賞与引当金	704
建物	7,415	役員賞与引当金	65
構築物	98	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,531</b>
車両運搬具	13	長期借入金	3,018
工具、器具及び備品	285	リース債務	3,989
土地	6,776	長期預り保証金	344
リース資産	3,135	資産除去債務	1,038
建設仮勘定	3	その他	140
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>241</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>19,595</b>
借地権	101	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	85	<b>株 主 資 本</b>	<b>18,830</b>
リース資産	26	資本金	2,261
その他	28	資本剰余金	2,273
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>13,483</b>	資本準備金	2,273
投資有価証券	66	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>14,713</b>
関係会社株式	1,520	利益準備金	70
長期貸付金	303	その他利益剰余金	
長期前払費用	65	圧縮記帳積立金	186
繰延税金資産	603	別途積立金	12,000
敷金及び保証金	10,648	繰越利益剰余金	2,456
会員権	128	<b>自 己 株 式</b>	<b>△417</b>
保険積立金	199	評価・換算差額等	17
その他	0	その他有価証券評価差額金	17
貸倒引当金	△50	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>18,847</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>38,442</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>38,442</b>

# 損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	47,418
売 上 原 価	40,349
売 上 総 利 益	7,068
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,278
営 業 利 益	3,790
営 業 外 収 益	175
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9
そ の 他	166
営 業 外 費 用	465
支 払 利 息	444
そ の 他	20
経 常 利 益	3,500
特 別 損 失	68
減 損 損 失	68
税 引 前 当 期 純 利 益	3,431
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,214
法 人 税 等 調 整 額	△59
当 期 純 利 益	2,277

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									株 主 資 本 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計		
			資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金						利 剰 余 金 計
					圧縮記帳積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	2,261	2,273	70	186	11,000	1,882	13,139	△417	17,256		
事 業 年 度 中 の 変 動 額											
圧縮記帳積立金の取崩				△0		0	-		-		
別 途 積 立 金 の 積 立					1,000	△1,000	-		-		
剰 余 金 の 配 当						△704	△704		△704		
当 期 純 利 益						2,277	2,277		2,277		
自 己 株 式 の 取 得									-		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△0	1,000	573	1,573	-	1,573		
当 期 末 残 高	2,261	2,273	70	186	12,000	2,456	14,713	△417	18,830		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	11	11	17,267
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
圧縮記帳積立金の取崩			-
別 途 積 立 金 の 積 立			-
剰 余 金 の 配 当			△704
当 期 純 利 益			2,277
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	6	6	6
事業年度中の変動額合計	6	6	1,579
当 期 末 残 高	17	17	18,847

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月24日

セントラルスポーツ株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小野木 幹 久 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小此木 雅 博 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラルスポーツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月24日

セントラルスポーツ株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野木 幹 久 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小此木 雅 博 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの、セントラルスポーツ株式会社（以下、当社という）第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、平成29年5月26日に開催した定時監査役会において、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 平成28年6月29日、監査役全員が出席して臨時監査役会を開催し、第47期事業年度における監査の方針、監査の方法、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役はこの定めに基づいて監査を実施しました。
- (2) 監査役会は、各監査役から監査結果の報告を受けるほか、随時取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 各監査役は、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、原則として、取締役会については監査役全員が出席し、経営会議その他の重要会議については常勤監査役が出席することとしました。その際、必要に応じて随時質問し、または意見を述べました。また、取締役会開催前には毎月定例で監査役会を開催し、取締役会付議議案を予め調査したうえ、付議議案や報告事項に関し審議の経過や結果を把握しました。
- (4) 事業年度内の重要な決裁書類等を閲覧し、本社各部門および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。
- (5) 監査役会は事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からの構築および運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、逐次意見を表明いたしました。
- (6) 内部監査については、事前に監査室より監査計画の説明を受け、実施した監査の結果について月次監査報告書を閲覧し、必要に応じて説明を受けました。また、内部統制システムの整備状況について随時協議するとともに、監査指摘事項については適時に改善されていることを確認しました。
- (7) 子会社については、子会社の重要書類を閲覧し、取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて報告を受け付査しました。
- (8) 会計監査に関しては、事前に会計監査人から監査計画の説明を受け、協議を行うとともに監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (9) 監査役会は定例で毎月開催し、各監査役は監査の状況等を意見交換するとともに情報の共有に努めました。監査役による調査あるいは監査結果については、必要に応じて取締役や各部門の責任者に意見を伝えました。また、監査役、会計監査人、監査室長が出席する三様監査ミーティングを定例で毎月開催し、それぞれの月次監査状況について報告と情報交換のうえ協議を行い、監査の環境の整備に努めました。

以上の方法に基づき、当社の当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討しました。また、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに当該連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年 5月26日

セントラルスポーツ株式会社 監査役会

常勤監査役 井 本 隆 ⑩

常勤監査役 濱 田 浩 ⑩

監 査 役 川 村 延 彦 ⑩

監 査 役 佐々木 時 輝 ⑩

(注) 監査役川村延彦、佐々木時輝は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



候補者 番号	ふ り が な 氏 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
2	ご とう せい じ 後 藤 聖 治 (昭和44年8月28日生)	<p>平成7年4月 三菱商事株式会社入社  平成10年4月 当社入社  平成11年5月 当社社長室長  平成11年6月 当社取締役  平成13年3月 当社経営企画室長  平成15年6月 当社常務取締役  平成17年7月 当社営業本部副本部長  平成19年6月 当社専務取締役  当社営業本部長 (現任)  平成23年10月 当社代表取締役副社長  平成26年4月 当社代表取締役社長 (現任)  (重要な兼職の状況)  セントラルトラスト株式会社取締役  Central Sports U. S. A. , Inc. 取締役  Meridian Central, Inc. 取締役  Wellbridge Central, Inc. 取締役  株式会社明治スポーツプラザ代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者とした理由)  後藤聖治氏は長年にわたり当社の要職を歴任し、当社の営業部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と見識が当社の中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠なものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	573, 100株

候補者 番号	ふ り が な 氏 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	やま ぎき ゆき お 山 崎 幸 雄 (昭和25年7月9日生)	昭和50年4月 当社入社 平成元年2月 当社人事部長 平成4年3月 当社東日本第一営業部長 平成4年6月 当社取締役 平成12年4月 当社人事部長 平成12年7月 当社常務取締役 当社総務部長 平成15年4月 当社情報管理室長 平成17年7月 当社総務部長 平成17年8月 当社人事部長 平成18年4月 当社総務部担当兼人事部担当 平成21年4月 当社管理本部長 (現任) 平成21年6月 当社専務取締役 (現任)	15,000株
(取締役候補者とした理由) 山崎幸雄氏は長年にわたり当社の要職を歴任し、当社の人事・総務部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	すず き よう じ 鈴 木 陽 二 (昭和25年3月9日生)	昭和47年4月 当社入社 昭和57年10月 当社研究所長 平成元年1月 当社取締役 当社アカデミー本部長 平成6年6月 当社常務取締役 (現任) 平成21年4月 当社競技強化部長 (現任)	39,530株
(取締役候補者とした理由) 鈴木陽二氏は日本の水泳指導者として数多くの実績を残し、水泳指導者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	と お よし ゆき 刀 禰 精 之 (昭和30年8月12日生)	<p>平成18年3月 株式会社りそな銀行新都心営業部長</p> <p>平成21年4月 当社入社 当社執行役員 当社経理部長</p> <p>平成22年6月 当社取締役</p> <p>平成26年5月 当社常務取締役(現任)</p> <p>平成28年7月 当社経理部担当(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社明治スポーツプラザ監査役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 刀禰精之氏は金融、経済全般にわたる豊富な知識と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	10,000株
6	や だ きょう いち 矢 田 恭 一 (昭和24年10月16日生)	<p>平成12年10月 株式会社サンクレア取締役</p> <p>平成16年10月 当社入社 当社執行役員 当社施設部長</p> <p>平成17年6月 当社取締役(現任)</p> <p>平成24年4月 当社監査室長(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 矢田恭一氏は当社の監査部門をはじめ建築・設備、ISO等の豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	13,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
7	きもと ただす 木本 匡 (昭和30年1月14日生)	<p>昭和54年3月 当社入社</p> <p>平成12年4月 当社東日本第二営業部長</p> <p>平成14年11月 当社執行役員</p> <p>平成18年4月 当社第四営業部長</p> <p>平成21年4月 当社第一営業部長</p> <p>平成24年4月 当社アカデミー部長</p> <p>平成27年5月 当社アカデミー部担当 兼 研究所担当 (現任)</p> <p>平成27年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社明治スポーツブラザ取締役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 木本匡氏は当社の営業・アカデミー部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	11,000株
8	まつ だ ゆう じ 松田 友治 (昭和37年4月11日生)	<p>昭和58年11月 当社入社</p> <p>平成18年4月 当社人事部長</p> <p>平成24年4月 当社執行役員 当社経営企画室長 (現任)</p> <p>平成27年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社明治スポーツブラザ監査役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 松田友治氏は当社の経営企画部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	4,500株

候補者 番号	ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
9	おのきよこ 小野清子 (昭和11年2月4日生)	<p>昭和33年4月 慶應義塾大学体育研究所勤務</p> <p>昭和35年8月 ローマオリンピック大会出場</p> <p>昭和39年10月 東京オリンピック大会出場</p> <p>昭和61年7月 参議院議員初当選 (第14回)</p> <p>平成15年9月 国務大臣 国家公安委員長 内閣府特命担当大臣 (青少年育成および少子化対策担当・食品安全担当)</p> <p>平成16年10月 財団法人日本ゲートボール連合会長 (現任)</p> <p>平成17年4月 財団法人日本オリンピック委員会副会長</p> <p>平成19年10月 独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長</p> <p>平成23年4月 公益財団法人笹川スポーツ財団理事長 (現任)</p> <p>平成27年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>公益財団法人笹川スポーツ財団理事長</p> <p>公益財団法人日本ゲートボール連合会長</p> <p>公益財団法人日本オリンピック委員会名誉委員</p> <p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>小野清子氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、スポーツ関連事業を含む数多くの要職を歴任され、豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社社外取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一株

- (注) 1. 後藤忠治氏は、一般財団法人社会スポーツセンターの会長を兼務しております。同法人は、当社と同一の部類に属する営業を行っており、当社は同法人との間に指導業務受託、商品販売およびレジャー事業等の取引関係があります。その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小野清子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小野清子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、小野清子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、小野清子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役濱田浩氏は任期満了となり、監査役佐々木時輝氏は退任されます。つきましては、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	はま だ ひろし 濱 田 浩 (昭和19年8月5日生)	平成6年7月 当社入社 当社経理部長 平成6年10月 当社取締役 平成9年12月 当社情報管理室長 平成11年4月 当社株式公開準備室長 平成12年7月 当社常務取締役 平成16年10月 当社経理部担当 平成21年6月 当社常勤監査役(現任)  (監査役候補者とした理由) 濱田浩氏は経理・財務業務に長く携わり、その後も多様な業務を経験し、豊富な知識と高い見識を有していることから、これらの経験と見識を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。	28,900株
2	※ いわ さき あつ ひろ 岩 崎 厚 宏 (昭和45年1月7日生)	平成4年3月 日本大学商学部卒業 平成10年4月 税理士田中事務所入所 平成11年10月 有限会社岩崎経営研究所入社 平成12年7月 税理士登録 平成26年8月 有限会社岩崎経営研究所 代表取締役 (現任) 平成28年12月 株式会社マミーマート 監査役(現任) (重要な兼職の状況) 有限会社岩崎経営研究所 代表取締役 株式会社マミーマート 監査役  (社外監査役候補者とした理由) 岩崎厚宏氏は税理士としての豊富な知識と高い見識を有していることから、これらの経験と見識を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 岩崎厚宏氏は、社外監査役候補者であります。  
4. 岩崎厚宏氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
おおすみ いさぎ 大隅 潔 (昭和17年6月22日生)	昭和40年4月 株式会社スポーツニッポン新聞社 入社 平成11年6月 同社東京本社取締役 平成17年6月 同社常務取締役西部本社(九州) 代表 平成19年6月 株式会社スポニチクリエイツ 代表取締役 平成21年6月 同社顧問	一株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 大隅潔氏は企業経営者としての豊富な経験とジャーナリストとしての幅広い見識を有していることから、これらの経験と見識を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 大隅潔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 大隅潔氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする予定であります。

以上

## インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード<sup>®</sup>」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。  
操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成29年6月28日（水曜日）午後6時20分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

## 〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (3) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer ver. 5.01 SP2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- (4) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver. 4.0以降またはAdobe® Reader® Ver. 6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- (5) 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

以 上

### 《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

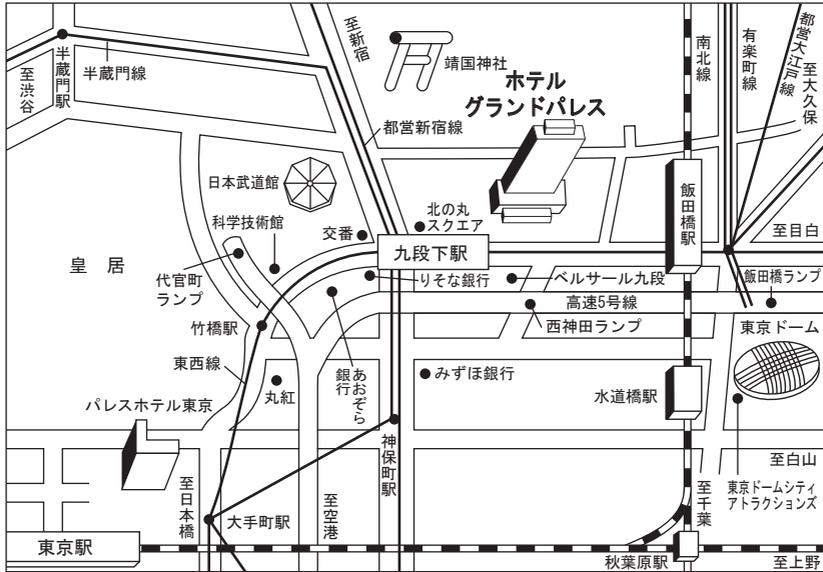
株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部  
ウェブサポート専用ダイヤル 0120-707-743（フリーダイヤル）  
9：00～21：00 受付（土曜・日曜・祝日も含む）

## 第47回定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号

ホテルグランドパレス 2階

TEL 03(3264)1111



### 交通のご案内

地下鉄 九段下駅／東西線 7番口（富士見口） 徒歩1分

半蔵門線・都営新宿線 3a・3b番口 徒歩3分

JR・地下鉄 飯田橋駅／総武線・有楽町線・南北線・都営大江戸線 徒歩7分